



障害年金、遺族年金、 加給年金……。 年金制度は、 あなたの一生の セーフティネットです。

TAC社会保険労務士講座・
年金アドバイザー講座 専任講師
社会保険労務士・年金アドバイザー

竹之下 節子 先生

自分や家族の加齢、障害、死亡など、自立した生活が困難になるさまざまなリスク要因に対して、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに備えるための仕組みが公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。ところが、年金制度の詳細を知っているという人は、意外に少ないのではないのでしょうか。若い世代から「自分は将来ほとんど年金がもらえないのではないか」という漠然とした不安の声が広がり、国民年金保険料の滞納も問題になっている今こそ、年金制度について正しく理解し、自分の将来への不安を解消しておくことが大切です。年金相談のスペシャリストであり、TAC社会保険労務士講座・年金アドバイザー講座専任講師の竹之下節子先生に、「わかりやすい年金講座」を開いていただきました。



Profile

竹之下 節子（たけのした せつこ）

一橋大学商学部卒業後、信託銀行、外資系銀行に勤務。その後、子育てに専念するため専業主婦に。10年後、派遣社員として地方銀行の年金デスクを担当。年金アドバイザー3級、2級、社会保険労務士に合格。2003年5月、社会保険労務士事務所開設。労務相談を中心に活躍中。TAC社会保険労務士講座専任講師、同年年金アドバイザー講座専任講師として教壇に立つ。また、著書として『専業主婦が社労士になった！「コベ転」の法則で合格も開業も思いのまま！』（TAC出版）がある。

金融機関で働く中で痛感した 年金知識の必要性

——竹之下先生は社会保険労務士（以下、社労士）と年金アドバイザーの資格をお持ちですが、年金アドバイザーとは、どのような資格ですか。

竹之下 年金アドバイザーは、年金に関する相談や助言・指導を行うスキルを認定する民間資格です。年金制度改正から、年金給付の種類とその支給要件、年金額の計算方法まで、年金制度について幅広い知識が得られます。

——先生が年金に興味を持たれたのはいつ頃ですか。

竹之下 大学を卒業して銀行に勤務している頃、結婚・出産とライフステージの変化がありました。当時はまだ育児休業制度がなく、退職して専業主婦をしていましたが、10年後、子どもが大きくなったので派遣社員として地方銀行に勤務することになりました。その時の配属先が年金デスクという相談窓口で、これがきっかけで年金業務に携わるようになりました。

——金融機関の年金デスクでは、どのような業務をされていたのですか。

竹之下 その銀行に口座をお持ちのお客様の中で、60歳前後の方を対象に、フリーダイヤルで年金についてのご相談をお受けしていました。対面ではなく電話相談ですね。毎日2、3名でチームを組み、お客様に対応します。隣にはいざという時に備え社労士の方が1人いらっしゃいました。

——その当時、年金デスクではどのようなご相談が多かったのでしょうか。

竹之下 やはり老後の年金の準備についてのご相談が多く、そういった手続き上のご相談が8割でした。お客様はサラリーマンや公務員のような、お勤めの方が圧倒的に多かったですね。

相談内容は、老後の年金を受け取るためにはどのような書類が必要で、いつから手続きができるのか。実際の年金額はいくらになるのか。仕事を続けて給料をもらっていると年金はいくらもらえるのか。年金には繰り上げ制度があるけれど、繰り上げると年金額はどう変わるのか。退職後に年金だけでなく、医療保険にも入りたいけれど、子どもの扶養に入れるのか。年金や退職金にかかる税金はいくらぐらいなのか。それから、年金をもらおうと確定申告が必要なのか、申告の準備には何をすればいいのか。そういった、年金準備

の内容が中心でした。

——そうした年金相談には、専門的な知識が必要になってきますね。先生は、それまで年金について学んだ経験はありましたか。

竹之下 実は年金についてまったく勉強した事がなかったので、最初は、本当に知識のない門前の小僧のようでした。それでよく対応できたと不思議に思われるかもしれませんが、年金デスクでは答えに窮すると隣にいる社労士の方が「こうお答えしましょう」と教えてくれるのです。

しかし、少しでも変わった事を聞かれると応用が効かなくなります。そこで、上司に「年金デスクで働いている人は、全員年金アドバイザー資格を取りましょう」と勧められたのが、資格取得のきっかけでした。

——社労士の前に、年金アドバイザーを勉強されたのですね。資格取得の経緯を教えてください。

竹之下 年金アドバイザーは4級からありまして、私は3級から始めました。3級に合格すると、次に見えてきたのが社労士でした。上司にも「次は社労士を目指してみたら」と勧められましたし、勉強の習慣がついたところで、そのまま継続的に受けてみようと思ったのです。社労士の方に何うと「TACのテキストがわかりやすいよ」と言われて、自宅から通いやすいTAC町田校で、社労士の勉強を始めました。そして社労士に合格した後に年金アドバイザー2級を取得しました。

——社労士の勉強を始められての感想をお教えてください。

竹之下 法律はほとんど学んだことがなかったのですが、勉強自体はとても楽しい内容でした。大変だったのは、まだ子どもが小さかったので、育児と家事と仕事のバランスをとることでした。勉強時間を捻出するのがとても大変で、受験期間はとにかく1人でゆっくり勉強したいとずっと思っていましたね。

——忙しい中で、どのように勉強時間を捻出されたのですか。

竹之下 働いている受験生はみなさんそうかと思いますが、できるだけ細切れの時間を使っていました。受験期間中は雑誌や本も読まないし、ニュース以外はテレビも見ませんでした。美容院で髪をカットしている間もテキストを開いていたし、早起きしてみたり、とにかく空いている時間をすべて勉強につぎ込んでいました。

そんな大変な状況でしたが、おかげさまで社労士に一発合格できました。

——現在の社労士としての実務、業務内容についてお聞かせください。

竹之下 2003年5月に社労士事務所を開業しました。業務内容は、手続き業務もありますが、労務相談が中心ですね。

——労務相談の中には、年金のご相談もありますか。

竹之下 もちろんあります。今、原則として60歳から65歳の雇用が義務化になったので、その年代の方たちの賃金規程の見直しのご相談が多く寄せられています。実は、給料をもらっていると年金がカットされます。かつ、働いていると雇用保険からの給付があるのですが、この給付を受けると年金はさらにカットされます。そこで、給料・年金・雇用保険の3つを計算して、どちらをもらえば得なのかというご相談です。給料を支払う会社としては、60歳以降の給料をいくらに設定すればいいのか、悩まれる所が多いですね。年金に関しては、これらの相談が圧倒的に多いです。

国民年金と厚生年金 2階建ての公的年金制度

——年金制度が複雑でわかりにくいという方のために、制度と年金の種類、その違いなどを教えていただけますか。

竹之下 年金には、公的年金として国民年金(1階部分)と厚生年金、共済年金(2階部分)があります(下図・参照)。その他に、企業によっては企業年金を導入しています。

まず国民年金は、20歳から60歳のすべての人が加入す

るもので、老齢・障害・死亡によって基礎年金を受けとることができます。国民年金には、第1号被保険者(自営業者など)、第2号被保険者(会社員、公務員など)、第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)の3種類があり、それぞれ保険料の納め方が違ってきます。

会社員や公務員、私学教職員はこれに加え、事業主と折半して負担する厚生年金や共済年金に加入して、基礎年金の上乗せとして所得に比例した年金の給付を受けます。国民年金を1階部分とすると、厚生年金や共済年金は2階部分に当たりますね。

国民年金と厚生年金、共済年金を合わせて公的年金と呼んでいます。

——企業年金とはどのような制度なのか。

竹之下 企業年金は、組織として体力のある企業が任意で厚生年金に上乗せする年金です。企業年金には、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の3種類があります。

3つの企業年金についてご説明しますと、厚生年金基金と確定給付企業年金は、約束した年金額を将来受けとれますが、掛金(保険料)が上がっていくという面で性格が似ています。厚生年金基金は厚生年金の代行と独自の上乗せをしてきた制度ですが、今後廃止の方向です。そうすると、会社ごとの上乗せは確定給付企業年金が引き受けることになります。

確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金があります。公的年金や厚生年金基金、確定給付企業年金とは異

なり、掛金の運用先を自分自身で選択することができますが、もらえる年金額は運用成績によって異なってきます。また、企業型年金は会社として全社員の加入が義務づけられていますが、個人型年金は会社が制度を用意し、加入するかしないかは個人の判断となります。加入しないで、自分自身で貯蓄をしたり、金融商品などで運用する選択もできますが、税制面での優遇を受けられないこともありますので、詳細な情報を知りたい方は年金アドバイザーなどに一度相談された方がいいでしょう。

現在お勤めの方は、自分がいくら掛金(保険料)を払っているのかは給与明細に明記されていますし、就業規則にもきちんと記載されています。または「ねんきん定期便」にも書いてあるので、確認されるといいですね。

年金制度は国民の義務

——「ねんきん定期便」とは何か、ご説明いただけますか。

竹之下 「ねんきん定期便」は、すべての被保険者が毎年自分の誕生月に受け取る、自分が納めてきた保険料の実績と、将来もらえる年金額が書かれた書面です。最近の傾向として、保険料は上がっているけれども支給額が下がっていますね。それも、毎年届く「ねんきん定期便」を見比べればすぐにわかります。

この「ねんきん定期便」が始まる以前の2007年2月から2008年10月までは「ねんきん特別便」といって、受給権者と被保険者に、過去の年金記録の確認を送っていました。2009年4月に「ねんきん定期便」が始まってからは、被保険者だけに送るようになりました。

私が年金デスクを担当している頃は「ねんきん定期便」がなかったので、こうした情報は社会保険事務所まで出向いて教えてもらわなければなりませんでした。ところが、その情報が紙一枚に大変わかりにくい書き方をしてあったので、いくらもらえるのか、一般の方が見てもよくわかりませんでした。ですから年金デスクでは、その紙をお客様にもらっていただき、該当金額の累積を計算して、初めていくら年金がもらえるのかがわかります。その計算方法をお教えするご相談も多かったです。

——公的年金で、知っているのと知らないのとで差が出る、あるいは「これだけはきちんと知っておいた方が

いい]ということがありましたらお聞かせください。

竹之下 まず大前提として、年金保険料を払うのは国民の義務です。知らないで義務を怠ると、将来受給権を失う、つまり年金をもらうことができなくなります。そこは年金制度として十分に理解しておくべきですね。また、公的制度なので、基本的に損得はないはずですよ。

——基本的には皆、義務を果たしていなければいけないということですね。

竹之下 そうは言っても、年金制度の根幹を揺るがす問題に、保険料の滞納者が非常に多いという問題があります。国民年金の納付率が60%を越えたというのがニュースになる位ですから、40%の国民が未納という信じられない事態です。お勤めの方は給料から天引きなので支払わないことはありませんが、第1号被保険者は自分で支払う仕組みなので、滞納する方が出てきてしまいます。

——「年金はどうせもらえないから、保険料も払わない」と言う声を聞くこともありますか。

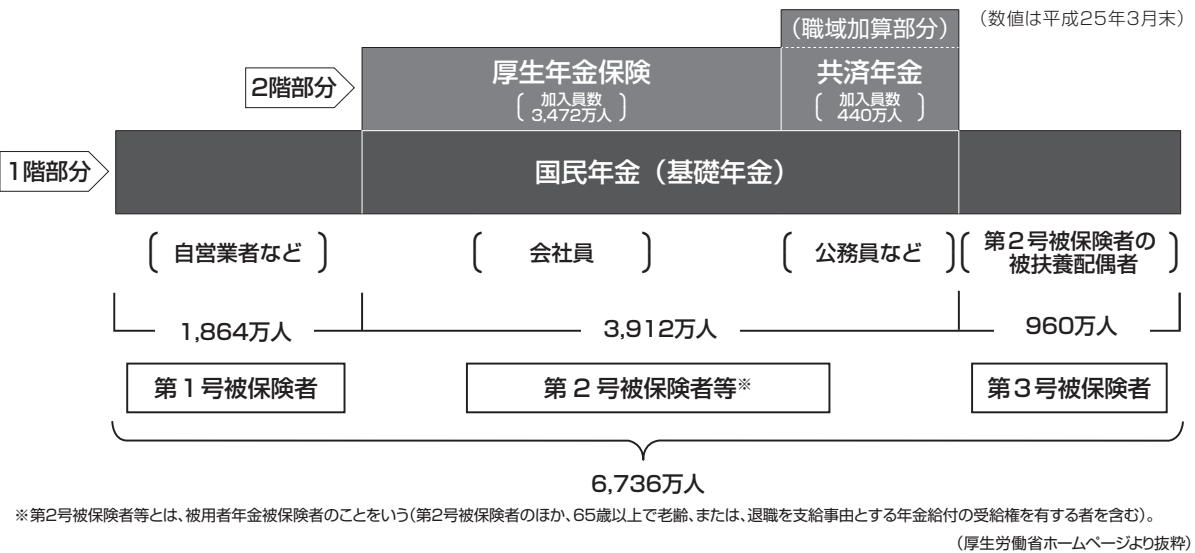
竹之下 そういう方ほど65歳位になると年金が欲しくなってくるようですよ。私は行政と社労士会で行う市民相談会などで相談を受けることがありますが、市民相談会では、そういった方からの相談が圧倒的に多いです。「払ってきた人／払ってこなかった人」の明暗がはっきりしてしまう、まるで人生の決算のような雰囲気です。「保険料を払ってこなかったんですが、どうしたらもらえますか?」という質問をされる方が多いのですが、保険料を払ってこなければ年金はもらえません。「少しでも支払ったんですけど、もらえませんか?」という相談も多いですね。そうした方に限って「少しは支払ったんだから、くれてもいいじゃないか」と思われるようですが、わずかな期間しか支払わなければ、それは受給権には反映されません。

——受給権を得るには、支払期間の条件を満たさなければならぬということですね。年金をもらうためには何年間支払わなければならないのですか。

竹之下 免除期間と支払った期間を合わせて、原則25年間払わなければなりません。

——「免除期間」とは、どういうものなのでしょう。

竹之下 まだ社会人になっていない学生さんや失業中の方など、所得の低い方が申請手続きをすることで、保険料の支払いが免除される期間です。お金に余裕ができてから、支払いを免除されていた期間分の保険料を払えば年





金は満額もらえますが、払わなくても免除期間を含めて通算で25年になれば年金を受け取ることができます。ただしその場合、支払っていない期間の分だけ受給額は減ります。この免除手続きをしないと、学生さんでも失業中でも未納・滞納になり、25年のカウントには入れてもらえません。市民相談では、こうした滞納者の相談も多く寄せられます。

ひとつアドバイスしたいのは、免除期間の後に支払う場合、後から払うと当時の保険料より加算額がついて高くなります。少なくとも3年度内に払うことをお勧めします。

年金は老後の資金だけではない

——その他に知っておいた方が良いことはありますか。

竹之下 意外と知られていないのが、加給年金額と振替加算です。サラリーマンが20年以上厚生年金に加入していると、加給年金額といういわば家族手当が付きますが、それには配偶者にも条件があり、配偶者がお勤めしている場合には、その期間が20年未満でなければなりません。そして加給年金額は配偶者が65歳になると配偶者の老齢基礎年金に移行され、振替加算として支給されます。言い換えると、本人が20年以上、配偶者が20年未満でなければ振替加算という形で引き継がれないので、19年目に入り配偶者が仕事を辞めようか悩んでいる場合は、長い目で見れば辞めた方がお得ということです。

ちなみに、振替加算をもらい始めた後で離婚しても振替加算は引き続き配偶者がもらえます。「離婚するなら65歳を過ぎてから」と、よく冗談で言われるのはそのためです。

——若い世代にとって、老後はまだ先のことですから、年金制度自体にピンとこないという声を聞くこともあります。若い世代でも年金を支給されることはあるのですか。

竹之下 年金というと老後の話ばかりが取り上げられがちなので、自分の老後は大した年金はもらえないからと保険料を払わない方もいらっしゃいますが、年金は老後の資金だけではなくありません。万が一障害を負った時や家族が亡くなった時にも障害年金や遺族年金という形で支給されます。それを考えれば、やはりきちんと納付して年金制度に加入しておくべきです。

——年金アドバイザーはどのような方が取得するとメリットがありますか。

竹之下 年金デスクをしていた時のお客様からの相談内容は、本当に年金アドバイザー3級の試験内容そのものでしたね。年金について、ある程度広く知るには非常に良い資格だと思います。3級だけでも、2カ月ほど勉強すればひと通りのことは相談に乗れるだけの知識を得られます。金融機関の相談窓口の方に、年金アドバイザー3級や社労士の資格を持った方が多いのも事実です。

もちろん、自己啓発のために受ける方もいらっしゃいます。年金アドバイザー試験は1回合格したらもう受験できないといった制限がないので、金融機関にお勤めの方で腕が鈍らないようにと毎年受験し続ける方もいらっしゃいます。勉強を継続することで知識をキープできるんですね。

個人的な意見として、自分自身がそうだったのでお勧めしたいのは、その先に社労士を見据えておくといと思います。

——65歳の雇用年齢義務化で給与のご相談が増えていくというお話でした。社労士業務の中で年金は、まだ開拓の余地がありますか。

竹之下 年金が得意という社労士は意外に少ないので、年金に特化すると、その分だけ仕事を獲得できると思います。ライバルが少ないですし、そういった部分を自分のアピールポイントにしていくのもいいですね。

——社労士が年金相談を受けるのは、基本的に法人対象ですか。

竹之下 会社の方が圧倒的に多いですが、個人の年金相談もあります。裁定請求、つまり年金を受け取るための手続きをやってほしいといった依頼が電話で来たりします。

——個人の相談では顧問料のような形にはならないと思いますが、どのように報酬を得ているのでしょうか。

竹之下 裁定請求も1回の金額が決まっていますし、相談料も1時間の金額は決まっていますので、それに則って請求します。

私は扱っていませんが、障害年金はもらうのが大変なので、専門家の力を必要とする部分があるようです。そこをできる社労士は少ないので、取り組むことで差別化が図れると思います。

年金制度を知ること 不安も消える

——先生は年金アドバイザーと社労士資格を取得して良かったと思われますか。

竹之下 本当に良かったと思っています。まず大局的な面から言えば、人生が変わりました。それまでは専業主婦の後、派遣社員として働いてやっと社会復帰した感じでした。その時に同僚で資格を取った人と取らなかった人がいるのですが、そこが別れ道だったと思います。大変だったけれど、私はそこで社労士と年金アドバイザー2級まで取得したので、TACの講師になりましたし、開業することができて、自分の生活スタイルがガラッと変わりました。あの時は本当に大変でしたが取得しておいてすごく良かったと思っています。

それに年金アドバイザーを勉強してからは、制度を知っているのが、年金に関して無用な心配はしなくてよくなりました。——資格を取って人生が変わったということですね。先生はこの2つの資格を取得することで、ご自身を変えていこうと思われたのですか。

竹之下 そんな立派なものではなく、年金デスクをやっていた時に、上司に「受けなさい」と言われたから受けたのであって、合格した後に何が起こるかというのはまったく考えていませんでした。しかし年金アドバイザー3級に合格し、気がつくともた社労士という次の目標が見つかりました。それをこなしていくうち、いつの間にか自分の人生が変わっていったんです。振り返ると、資格取得によって道が拓かれたんだと感じます。ですから正直に言えば、人生をバラ色に変えようと資格取得を目指したわけではないんです。それでもやってみたら楽しかったし、受かったらTACの講師になれたし、独立開業もできました。一つひとつ、次の目標が現れて、自分で階段を上がっていく感じでした。

——年金アドバイザーに関しては、どのような方に勉強

してほしいと思われますか。

竹之下 年金をもらっている方はもちろん、あらゆる年齢層に取ってほしい資格です。年金は20歳から強制加入ですから、若い方にも勉強していただきたいですね。意外に知っておくべきことがたくさんあるので、それを知るためにも挑戦してみたい方が多いでしょう。

——今回の記事を読んで、年金アドバイザーや社労士に興味を持たれた方に向けて、アドバイスをお願いします。

竹之下 資格は人生を変えます。また、試験の合格には運と努力の両方の要素がありますが、運は試験問題のヤマが当たる程度のことでしかありませんので、やはり99%は努力だと思っています。

ただし、年金アドバイザー3級と社労士に関して言えば、試験はすべてマークシートで、努力すれば取れる資格です。自分で目標を設定し、合格を見据えれば、夢は叶います。皆さんもぜひ、チャレンジしてみてください。

そして、これはすべての読者の方に向けてのメッセージです。

一般的に、老後90歳まで生きるとすると、60歳から約8,000万円が必要になるといわれています。65歳から90歳まで年金を含めて月15万円ずつ収入があるとなると合計4,500万円、20万円ずつ収入があるとしたら6,000万円。つまり差額の2,000万円～3,500万円をどうするのかの問題となります。まずは何歳まで生きるかを想定して月々の生活費を計算し、「ねんきん定期便」の自分のもらう金額と照らし合わせて、一度計算してみましょう。

